

国住指第 425 号
令和 7 年 3 月 17 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律等の施行について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。令和 4 年 6 月 17 日公布。以下「改正法」という。）が令和 7 年 4 月 1 日に全面施行されます。

これらの改正に関連する法令告示として、

- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 172 号。）
- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年国土交通省令第 68 号）
- ・建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ (2) の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件（令和 6 年国土交通省告示第 973 号。以下「特定木造建築物告示」という。）等の告示

についても、同日に施行されることとなります。これらの施行については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（令和 7 年 3 月 17 日付け国住指第 426 号）により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知されたところです。

つきましては、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）及び関連する告示の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いします。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、

この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第1 改正概要及び運用上の留意点

1. 建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し(法第6条、第6条の4、第7条の6、第41条、第90条の2、第93条関係)

法第6条第1項の改正により、改正前の法第6条第1項第4号に掲げる建築物又は都市計画区域等の区域外において建築確認・検査の対象外であった建築物のうち、改正後の法第6条第1項第2号に掲げる建築物(以下「新2号建築物」という。)となるものは、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合も新たに建築確認・検査の対象となります。

建築確認・検査の対象となる大規模の修繕又は大規模の模様替の該当・非該当の判断基準については別途通知を発出していますので参考にしてください。(別紙1-1、1-2参照)

2. 小規模伝統的木造建築物等における構造計算適合性判定の特例(法第6条の3、法第18条、省令第3条の13関係)

本特例の適用に関し、審査者と申請者との間で認識に齟齬が生じることを防ぐため、審査者は、本特例を活用した審査の実施の有無について適切に公表・周知するとともに、事前相談の時点で申請者に対して本特例の活用意向の有無を確認するよう努めてください。審査に当たっては、申請書(別記第2号様式第4面第11欄イ及びロ)の本特例の適用の有無等の確認を怠らないよう注意してください。また、審査業務の効率化のため、審査者の充実を図り、本特例の活用にあつては、

3. 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化(法第20条、令第36条の2関係)

法第20条第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる建築物について、木造建築物の規模の要件を見直しています。(別紙2参照)

また、法第20条第1項第2号に掲げる高度な構造計算を要する建築物のうち、令第36条の2第2号に掲げる鉄骨造建築物及び第4号ロに掲げる併用構造の建築物の規模の要件について、「高さが13m又は軒高が9mを超えるもの」から「高さが16mを超えるもの」に見直しています。

なお、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造等の建築物のうち、構造計算を要する建築物の規模について、「高さが13m又は軒高が9mを超えるもの」から「階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの」に見直しています。

4. 建築確認等の手続きの規定を準用する建築設備（法第 87 条の 4、令第 146 条、令和 6 年告示第 1302 号関係）

法第 87 条の 4 において準用する建築確認の手続の対象外となる「使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーター」は、次のとおりとします。

- ・ 籠が住戸内のみを昇降するもの
- ・ 新 2 号建築物（階数が 3 以上のもの、延べ面積が 500 m²を超えるもの及び高さが 16m をを超えるものを除く。）に設けるもの

なお、本改正は、あくまで法第 87 条の 4 において準用する建築確認の手続の対象外となるものを規定するものであるため、法第 6 条第 1 項の建築確認に係る建築物の計画にエレベーター本体に係る部分が含まれる場合については、従前のとおり運用してください。

5. 建築基準法第 97 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により市町村に置く建築主事及び建築副主事の権限について（令第 148 条関係）

都市計画区域等の区域外における木造の新 2 号建築物（地階を除く階数が 3 以上のもの、延べ面積が 300 m²を超えるもの及び高さが 16m をを超えるものを除く。）については、改正前においては、都道府県の所管でしたが、改正後においては限定特定行政庁の所管となります。

また、都市計画区域等の区域内における木造の新 2 号建築物（地階を除く階数が 3 以上のもの、延べ面積が 300 m²以下又は 500 m²を超えるもの及び高さが 13m 又は軒高が 9 m をを超えるものを除く。）については、改正前においては、限定特定行政庁の所管でしたが、改正後においては、都道府県の所管とします。

今般の改正により所管が変わる建築物については、新たな所管先で違反指導等を行うこととなるため、適切に図書等を引継ぐようお願いします。

なお、台帳等の引継ぎにあたっては、書類の閲覧等を行う請求者が請求先に迷うことがないように、引継ぎのスケジュールを明確化して、施行日前後の一定の期間を定めて順次書類を引継ぐことも考えられます。

6. 確認申請書の添付図書の見直し（省令第 1 条の 3 第 1 項、特定木造建築物告示関係）

1 特定木造建築物に係る添付図書の見直し

構造関係規定のうち、仕様規定のみで建築基準法令への適合を確認する木造建築物（以下「特定木造建築物」という。）については、建築確認申請時に添付される基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び二面以上の軸組図は、構造部材等の仕様を明示した仕様表で代替可能としています。

2 構造関係規定に係る図書に明示すべき事項について

柱の小径基準への適合確認にあたって、省令第1条の3第1項の表2に掲げる図書に明示すべき事項は、「令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項」とします。当該事項は、改正後の「構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件」（平成12年建設省告示第1349号）第1ただし書の構造計算の結果及びその算出方法を示しており、改正前の明示すべき事項から内容の変更はありません。

7. 計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の対象の拡大（省令第3条の2関係）

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直しと併せて、特定木造建築物で変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな、材料、構造又は位置の変更について、建築確認を要しない軽微な変更の対象に追加しています。（別紙3参照）

これらの変更について、申請者に対して計画変更の手続きを求める必要はないことに留意してください。

8. 構造関係規定の改正に伴い新設された認定制度の施行に必要な規定の整備（省令第11条の2の3及び別表第2並びに機関省令第59条及び第63条関係）

改正後において、令第45条第1項及び第2項に規定する木材、鉄筋以外の材料について、筋かいとして使用することを可能とする大臣認定制度を新設します。

これらの認定に係る申請については、令第46条第4項の認定の申請とあわせて行われます。

9. 確認申請書及び建築計画概要書の様式改正（別記第2号様式及び別記第3号様式関係）

柱の小径等の基準及び壁量の基準を規定している令第43条第1項及び第46条第4項並びにこれらの規定に基づく告示の見直しについて、改正後の建築確認・検査の円滑化を図る観点から経過措置を設けることとしています。（別紙4-1、4-2参照）

経過措置の適用の有無の明確化を図るため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間に限り、別記第2号様式の確認申請書（第三面18.）及び別記第3号様式の建築計画概要書（第二面20.）において、当該経過措置の適用の有無及びその区分を記載する欄を設けます。（別紙5参照）

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に確認済証が交付され、令和8年4月1日以後に着工するものについては、経過措置が適用されないため、改正後の基準によることとなります。経過措置を適用して改正前の基準により確認済証が交付され、令和8年3月31日までに着工を予定していたにもかかわらず、不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以後に着工することとなったものにつ

いては、着工後の計画変更や検査において改正後の基準への適合が必要となり、改正後の基準への適合が確認できない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないこととなることを申請者に対し、説明するよう努めてください。

なお、法第 12 条第 8 項に定める台帳及び第 77 条の 29 に定める帳簿への記載事項には、経過措置の適用の有無及びその区分が追加されることに留意してください。

10. 指定確認検査機関の指定区分の見直し及び確認検査員又は副確認検査員の数の基準の見直し（機関省令第 15 条及び第 16 条並びに別記第 2 号様式及び別記第 2 号の 2 様式関係）

構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げに伴い、機関省令第 15 条の指定確認検査機関の指定区分について、次のとおり見直します。

（改正前）

- ①「床面積の合計が 500 ㎡以内の建築物の建築確認等を行う者」
- ②「床面積の合計が 500 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の建築物の建築確認等を行う者」

（改正後）

- ①「床面積の合計が 300 ㎡以内の建築物の建築確認等を行う者」
- ②「床面積の合計が 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の建築物の建築確認等を行う者」

なお、改正前の①又は②の区分の指定を受けている者については、その有効期間の経過する日までは引き続きそれぞれ改正前の①又は②の区分の指定を受けている者とする経過措置を設けます。

また、確認検査員又は副確認検査員の数の算定の際に使用する係数（機関省令第 16 条の表に掲げる値）について、指定確認検査機関における建築確認の業務実態に関する調査の結果（別紙 6 参照）を踏まえた数値に見直すとともに、完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る検査をデジタル技術を活用して遠隔から実施する場合における当該係数を設けています。

あわせて、指定確認検査機関の指定及び更新における別記第 2 号様式（確認検査の業務の予定件数）及び別記第 2 号の 2 様式（過去 20 事業年度以内における確認検査の実施件数）について、業務の区分を改正後の指定区分に改めるとともに、実地検査と遠隔検査の実施件数を記入する欄を設けます。

第 2 その他の運用上の留意点

1. 審査体制の確保

改正法の施行により、旧 4 号建築物のうち、新 2 号建築物となるものを建築しようとする場合には、建築確認・検査における審査・検査の項目が増加するとともに、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合には、新たに建築確認・検査を受けることが必要となり、改正法の施行に伴う業務の増加が見込まれます。

「建築行政の適確な執行体制の確保について」（令和 6 年 6 月 28 日国住指第 148 号）においても通知したところですが、改正後の建築確認手続き等が滞ることなく

円滑に進むよう、改正法の施行に伴い増加する審査・検査に要する時間を踏まえ、適切な組織編成・人員配置及び一級・二級建築基準適合判定資格者検定の積極的な受検を促すようお願いします。

特に特定行政庁におかれましては、円滑な改正法の施行のため、体制の充実を図るようお願いします。

なお、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針」を公表し、完了検査等の遠隔実施を促進するとともに、審査・検査に係る事務の効率化を図るため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第111号）により、令和7年4月1日に建築確認に係る書類等の押印を廃止し、建築確認の電子申請を推進しています。

また、申請者と審査者が合意の上、申請者が審査者に対して計算書等の電子データを参考資料として提出し、当該データを双方が同一の汎用ソフト（表計算ソフトやCADソフトなど）を用いて確認することで、審査に係る業務の効率化を図ることも考えられます。

改正法の円滑な業務の実施のため、これらを積極的に活用いただき、業務効率化を進めるようお願いします。

2. 建築確認等の受付について

令和7年4月1日以降に着工するものに係る建築確認手続き（消防同意含む。）において、指定確認検査機関及び建築主事等は、令和7年3月31日以前に新様式で受付し、改正後の基準による審査を実施することは差支えありません。なお、新様式による確認済証の交付は令和7年4月1日以降となることに注意してください。

3. 不正事案等への対応

今般の改正において、旧4号建築物のうち、新2号建築物となるものについて、適用される全ての規定が審査・検査の対象となることや大規模の修繕又は大規模の模様替が建築確認・検査の対象となること、都市計画区域等の区域外において建築確認・検査の対象外であった建築物のうち、新2号建築物となるものについて、建築確認・検査の対象となることなど、業務負担の増加に伴い、虚偽の確認済証等の作成や無確認着工の容認、審査・検査における建築基準関係規定に適合しない事項の見過ごし等の不正行為等が増加するおそれがあります。

不正行為等に対しては適切かつ厳正に対処する必要があることから、特定行政庁においては、建築士法又は建築基準法に違反している可能性があるると判断される建築士及び建築士事務所の不正行為等に係る情報に関しては、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、また、建築基準法に違反している可能性があるると判断される指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の不正行為等に係る情報に関しては、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対して、確実かつ幅広く情報共有してください。

4. サポート体制の確保及び改正法の周知

都道府県におかれましては、「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について」（令和6年7月1日付国住指157号等。）において依頼している申請者等へのサポート体制の確保や相談対応の状況を踏まえ、引き続き積極的な周知に務めていただくようお願いします。

国 住 指 第 3 5 5 号
令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

屋根及び外壁の改修に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。また、本通知をもって「屋根の改修に関する建築基準法の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け国住指第 595 号）を廃止する。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知しているとともに、建築設計・施工関係団体の長に対しては、別添の「屋根及び外壁の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）」（令和 6 年 2 月 8 日付け国住指 356 号）のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 屋根の改修

屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

2. 外壁の改修

外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。

既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

国 住 指 第 2 0 8 号
令和 6 年 8 月 28 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

床及び階段の改修に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知しているとともに、建築設計・施工関係団体の長に対しては、別添の「床及び階段の改修に係る設計・施工上の留意事項」について（周知依頼）」（令和 6 年 8 月 28 日付け国住指第 209 号）のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 床の改修

床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

また、既存の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

2. 階段の改修

各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

現行

規模 \ 高さ		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下	仕様規定		
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建～				

改正

規模 \ 高さ		高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下	仕様規定		
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建		高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		
4階建～				

特定木造建築物（構造計算以外で構造安全性を確認した木造建築物）で、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについて、以下の①及び②を軽微な変更追加。

- ①構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（異なる建築材料に変更する場合を除く。）
- ②構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更

対象部材	変更内容	備考
特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材	①材料又は構造の変更	- 異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更には該当しない。 - ただし、令第46条第3項に基づく火打材や令第46条第4項に基づく壁・筋かいを異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更には該当する。
	②位置の変更	—

「特定木造建築物*」とは？

軽微な変更の適用事例

特定木造建築物に該当するもの	壁量計算により構造安全性を確認した木造建築物 (仕様規定のただし書等に基づく、基礎、柱の小径、木造の継手及び仕口等に関する部分的な構造計算を行うものを含む)
特定木造建築物に該当しないもの	上記以外

柱の材料の変更	すぎの無等級材 ⇔ ヒノキの集成材
耐力壁の位置・量の変更	増減、通りをまたぐ移動
耐力壁の材料の変更	鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）
柱・はりの断面寸法の変更	柱の小径105 ⇔ 120
接合金物の材料の変更	Zマークの金物 ⇔ Z同等認定品

※軽微な変更ではなく、計画変更には該当する例は以下のとおり。

- 構造耐力上主要な部分である部材において、木造、鉄骨造、RC造等の構造の種別の変更（例：柱を木造から鉄骨造に変更する場合）
- 壁量計算から許容応力度計算への変更

* 規則第1条の3第1項第1号イ(2)に新たに規定

国住指第 147 号
令和 6 年 6 月 27 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

建築基準法施行令の一部を改正する政令及び構造関係告示の改正について

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 172 号。以下「改正令」という。)が令和 6 年 4 月 19 日に公布、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなり、これに伴い学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(令和 6 年国土交通省告示第 445 号)及び建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 (一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示(令和 6 年国土交通省告示第 447 号)についても、令和 6 年 5 月 31 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。また、ボルト接合によることができ、安全上支障がない建築物の基準を定める件(令和 6 年国土交通省告示第 955 号)についても、令和 6 年 6 月 25 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

ついては、今回施行される改正令による改正後の建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)及び関連する構造関係告示の運用に係る細目について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対し、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 高度な構造計算が必要な非木造の建築物の規模の見直し (令第 36 条の 2 関係)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 20 条第 1 項第 2 号に該当する建築物(高度な構造計算を要する建築物)のうち、非木造建築物の具体的な要件を定めた令第 36 条の 2 について、同条第 2 号及び第 4 号ロの「高さが 13m 又は軒の高さが 9m を超える建築物」の要件

を「高さが16mを超える建築物」に改めることとした。

なお、同条第5号の規定に基づき国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する告示については、令和6年7月に公布予定である。

第2 木造の建築物における柱の小径基準の見直し（令第43条関係）

1 改正令の概要

木造の建築物における柱の小径について、横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模等に応じて告示で定める割合以上のものとしなければならないこととした。

2 改正告示の概要

令改正に伴い、「木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年建設省告示第1349号。以下「告示第1349号」という。）の一部を以下のとおり改正し、横架材の相互間の垂直距離に対する割合に係る基準を同告示に追加するとともに、「構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件」に告示の名称を改正した。

（1）必要な柱の小径の基準の見直し（告示第1349号第1条関係）

木造軸組構法による木造建築物の横架材の相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合の基準について、以下の式により算定することとした。なお、改正前の基準と同様、積雪荷重は含まないものとしている。

$$\begin{aligned} &< \text{算定式（必要な柱の小径）} > \\ &d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot W_d / l^2 \\ &\left[\begin{array}{l} d_e : \text{柱の小径 (mm)} \\ l : \text{横架材の相互間の垂直距離 (mm)} \\ W_d : \text{当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m}^2\text{)} \end{array} \right] \end{aligned}$$

柱の材料や計画条件から、より精緻に柱の小径等を算定する必要がある場合には、次の座屈の理論式を用いて検証してもよい。なお、第9の必要壁量等の算定のための設計支援ツールは、この座屈の理論式をもとに柱の小径等を算出している。

< 参考：座屈の理論式（オイラー式） >

$$\begin{aligned} &\frac{d_e}{l} \geq \frac{1}{8.66} \text{ の場合：} & de = \sqrt{W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \\ &\frac{1}{28.87} \leq \frac{d_e}{l} < \frac{1}{8.66} \text{ の場合：} & de = \frac{1}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{1}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \end{aligned}$$

$$\frac{d_e}{l} < \frac{1}{28.77} \text{ の場合 : } de = \sqrt[4]{\frac{12l^2}{3000} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)}$$

$$\left[\begin{array}{l} A_e : \text{荷重負担面積 (m}^2\text{)} \\ F_c : \text{柱材の圧縮基準強度 (N/mm}^2\text{)} \end{array} \right]$$

また、告示第 1349 号第 2 に定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、柱の小径の確認を不要とした。

(2) 小径の確認が不要な柱（告示第 1349 号第 1 ただし書関係）

柱を拘束し、座屈防止効果が期待できる壁が取りつく場合、当該壁の取りつく方向（面内方向）については、柱の小径の確認を不要とした。当該壁の詳細は今後解説等で示す予定である。

第 3 木造の建築物の筋かいに係る規制の見直し（令第 45 条関係）

木造の建築物の筋かいに用いることができる材料について、改正前の規定では、木材又は鉄筋が認められているところ、これらと同等以上の強度を有する材料として告示で定める材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料の使用を新たに認めることとした。これにより、大臣認定を取得することで筋かいの材料として木材及び鉄筋以外の新たな材料が使用可能となる。

また、筋かいの端部について、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとした。もう一方については、柱等に緊結することが必要である。これにより、K 型・多段筋かい等も大臣認定を取得することで使用可能である。ただし、第 4（7）に示すとおり、改正後の告示第 1100 号別表第 1 に掲げる軸組については、従来どおり、筋かいの両端の端部は柱とはり等の仕口又はその周辺に緊結したものである必要がある。

第 4 木造の建築物における壁量計算の見直し（令第 46 条関係）

1 改正令の概要

階数が 2 以上又は延べ面積が 50 m² 超の木造の建築物においては、水平力により破壊等が生じない強度を有する材料を用いるものとして告示で定める軸組又は国土交通大臣の認定を受けた軸組を、地震及び風圧に対して安全性を担保できるものとして告示で定める基準に従って設置しなければならないこととした。

2 告示第 1100 号の改正概要

令改正に伴い、「建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件」（昭和 56 年

建設省告示第 1100 号。以下「告示第 1100 号」という。)の一部を改正し、改正前の令第 46 条第 4 項の表 1 に掲げる木造建築物の軸組の構造方法及び倍率を同告示に追加するとともに、以下のとおり、改正前において算入が認められていない軸組及びその倍率の追加等の改正を行うこととした。

また、「木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1351 号)及び「木造建築物の軸組の設置の基準を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1352 号)を廃止し、これらの告示に定められていた令第 46 条第 4 項の規定に基づく木造建築物の軸組の設置の基準を告示第 1100 号に規定し、「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」に告示の名称を改正した。

(1) 存在壁量への準耐力壁等の算入 (告示第 1100 号第 1・別表第 10 関係)

存在壁量 (木造建築物の各階に設けられる軸組の長さ、軸組の種類ごとに定められた倍率を乗じて得た数値の合計をいう。以下同じ。)について、改正前の規定では耐力要素として見込んでいない開口部まわりなどの垂れ壁・腰壁等 (以下「準耐力壁等」という。)についても、一定の耐震性への寄与が期待できることから、今般新たに倍率を設定し、存在壁量に算入できるようにした。

存在壁量に算入可能な準耐力壁等は、面材、木ずり等を柱・間柱のみにくぎ打ちをした準耐力壁と、垂れ壁及び腰壁である。具体的な構造方法の基準及び倍率の算定方法は、以下の表のとおりとした。

表 準耐力壁等の基準・倍率

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90 c m 以上	90 c m 以上かつ 2m 以下※
高さ	横架材間内法寸法の 80% 以上※	36 c m 以上※
その他	—	両側に耐力壁又は準耐力壁があること
倍率	面材の準耐力壁等の倍率 = 材料の基準倍率	$\times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$
	木ずりの準耐力壁等の倍率 =	$0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$

※ 複数の面材・木ずり等を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

(2) 高い耐力を有する軸組の倍率の上限の見直し (告示第1100号第2・附則関係)

改正前の規定では倍率の上限を5倍としていているところ、上限を引き上げ、軸組を併用した場合の倍率を最大7倍とした。大臣認定を取得する軸組については倍率の上限を定めていないが、構造計算により建築物の構造安全性を検証する場合を除き、当面は上限を7倍として運用することとしている。

倍率が5倍を超える軸組の大臣認定に関する手続きは改正後の告示第1100号の施行日 (令和7年4月1日) 前においても行うことができる。ただし、当該軸組を倍率が5倍を超えるものとして使用できるのは同告示の施行日後となる。

実態上の倍率が7倍を超える軸組※について、改正後の告示第1100号第4に規定する四分割法又は令第82条の6第2号ロに規定する偏心率の計算においては、当該軸組の倍率を7倍及び実態上の倍率の両方を用いていづれも基準を満たすことを確認する必要がある。また、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件 (平成12年建設省告示第1460号) に規定する軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の検証においては、実態上の倍率のみを用いて検証を行う必要がある。大臣認定を受けた軸組については、認定書にこれらの検証に当たった条件が記載されることに留意されたい。

※ 軸組を併用して倍率が7倍を超える場合 (4倍の壁を2枚使用して8倍となる場合) や、大臣認定において倍率が7倍を超えている場合など。

(3) 地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し (告示第1100号第3関係)

木造建築物の地震に関する必要壁量について、以下の算定式により算定することとした。なお、改正前の基準と同様、積雪荷重は含まないものとしている。

＜算定式 (床面積あたりの必要壁量) >

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

Lw : 単位面積あたりの必要壁量 (cm/m²)

Ai : 層せん断力分布係数

Co : 標準せん断力係数 (昭和55年建設省告示第1793号第3に定める式により算出した数値)

0.2 (令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3) とする。

Σwi : 当該階 (当該階が3階以下の階である場合に限る。) が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)

Afi : 当該階の床面積 (m²)

(4) 地震に対する必要壁量と存在壁量の比較 (告示第1100号第3関係)

各階及び各方向につき、(1)及び(2)の見直しを踏まえて算出した存在壁量が(3)で算出した必要壁量以上であることを確認することとした。

その際に準耐力壁等において柱の折損等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生じるおそれのないことが確かめられた場合を除き、存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合は2分の1以下としなければならないこととしている。

構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生じるおそれのないことの確認については、性能評価などの第三者機関での試験等の結果を踏まえて検証することを想定しており、具体的な検証方法は今後解説等で示す予定である。

(5) 四分割法の確認（告示第1100号別表第4関係）

壁や筋かいが釣り合いよく配置されていることの確認を行ういわゆる四分割法による検証において、存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が各階・各方向いずれも2分の1以下である場合は、準耐力壁等は四分割法における存在壁量に算入せず耐力壁のみで検証を行うこととした。ただし、存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が各階・各方向いずれかで必要壁量の2分の1を超える場合は、存在壁量に算入した準耐力壁等を四分割法における存在壁量に算入して検証を行うこととなる。

(6) 構造計算により安全性を確認する場合の壁量の基準の適用除外

（告示第1100号第5関係）

以下の条件に適合する地階を除く階数が3以下の木造建築物であって、昭和62年建設省告示第1899号に定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられる場合は告示第1100号第2から第4までに定める壁量に関する基準を適用除外とすることができるととした。

<条件>

- ・各階、各方向別に生ずる水平力に対する壁又は筋かいが負担する水平力の割合が0.8以上であること。
- ・7倍相当の許容せん断耐力を超える高耐力の壁を使用しないこと。
- ・CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成28年建設省告示第611号）の対象となる水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法によらないこと。

(7) 筋かいを入れた軸組の倍率の算出方法の見直し等（告示第1100号別表第1関係）

改正後の告示第1100号別表第1に掲げる軸組の仕様及び倍率は改正前の令第46条第4項表1に掲げる軸組と同じであり、筋かいの両端の端部は柱とはり等の仕口又はその周辺に緊結しなければならない。(2)で倍率の上限を5倍から7倍に引き上げているが、9cm角以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組の倍率はこれまでと同じ5倍としている。

筋かいを入れた軸組の高さが一定の高さを超える場合、改正前の規定における所定の倍率が発揮できなくなる。このため、筋かいを入れた軸組の高さが3.2mを超える場合には、告示第1100号別表第1に掲げる倍率に、以下の算定式により算出される数値 α_h を乗じた数値を当該軸組の倍率とすることとした。ただし、数値 α_h が1.0を超える場合には数値 α_h を1.0とする。

＜算定式（通常の倍率に乗ずる数値）＞

$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_o$$
$$\left[\begin{array}{l} L_d : \text{当該軸組の柱間の距離 (mm)} \\ H_o : \text{横架材の上端の相互間の垂直距離 (mm)} \end{array} \right]$$

3 告示第1899号の改正概要

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による構造計算を要する建築物の高さを合理化し、ルート1の構造計算で設計可能な木造建築物の規模が16m以下に拡大することに伴い、令第46条第2項第1号ハ等の規定に基づく「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準」（昭和62年建設省告示第1899号。以下「告示第1899号」という。）の一部を改正し、階数が3の木造建築物であって、高さが13mを超え、16m以下のものについて、ルート1の構造計算により検証を行う場合に、これまでのルート2の構造計算において検証を求めている令第82条の6第2号イに規定する剛性率に代わり、各階の壁量充足率（存在壁量を必要壁量で除した数値をいう。以下同じ。）を用いた仕様規定の確認を求めることとした。

具体的には、以下の式により各階の壁量充足率を各階の壁量充足率の平均値で除した値（以下「壁量充足率比」という。）を算定し、それぞれ10分の6以上であることを確認することとする。ただし、令第46条第2項第1号ハに規定する構造計算（以下「2項ルール」という。）を実施する場合又は剛性率の規定に適合する場合は、壁量充足率比の確認は不要である。

＜算定式（壁量充足率比）＞

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$
$$\left[\begin{array}{l} R_f : \text{各階の壁量充足率比 (} \geq 0.6 \text{)} \\ r_f : \text{各階の壁量充足率} \\ \bar{r}_f : \text{当該建築物についての} r_f \text{の相加平均} \end{array} \right]$$

4 告示第1460号の改正概要

横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1460号。以下「告示第1460号」という。）第2号の各表によらず、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられる方法（以下「N値計算法」という。）によらなくてはならないこととした。N値計算法の詳細は今後解説等で示す予定である。

存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が各階・各方向いずれも2分の1以下である場合は、柱頭・柱脚の接合方法の検証については、準耐力壁等の壁倍率は0とすることが選択できる。ただし、倍率が1.5倍を超える準耐力壁等が取り付く柱の柱頭・

柱脚については、存在壁量に算入した準耐力壁等を含めて接合方法の検証を行う必要がある。各階・各方向いずれかで存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が2分の1を超える場合は、存在壁量に算入した全ての準耐力壁等を含めて接合方法の検証を行う。

5 木造建築物の規模に応じた適用規定について

階数が3以上の木造建築物は法第20条第1項第3号の規定に基づき構造計算が必要であるが、2(6)の改正により壁量計算が不要となる。壁量計算が不要である建築物について適用される規定を以下のとおり示す。

(1) 高さが16m以下かつ階数が3の木造建築物

① 告示第1100号第5の適用

2(6)に示す条件に適合する木造建築物であって、告示第1899号に規定する構造計算を実施する場合、壁量計算が不要となる。

＜適用規定＞

- ・許容応力度計算（令第82条（告示第1899号第1号））
- ・屋根ふき材（令第82条の4）
- ・層間変形角（同告示第2号（令第82条の2））
- ・偏心率（同告示第3号（令第82条の6第2号ロ））
- ・高さが13mを超え16m以下の場合には、剛性率（令第82条の6第2号イ）又は壁量充足率比（同告示第4号）

② 2項ルートの適用

令第46条第2項第1号ハに規定する構造計算を実施する場合、壁量計算が不要となる。

＜適用規定＞

- ・材料制限等（令第46条第2項第1号イ及びロ）
- ・許容応力度計算（令第82条（告示第1899号第1号））
- ・屋根ふき材（令第82条の4）
- ・層間変形角（同告示第2号（令第82条の2））
- ・偏心率（同告示第3号（令第82条の6第2号ロ））

(2) 高さが16mを超え31m以下又は階数が4以上の木造建築物

許容応力度等計算（ルート2）を実施する。告示第1100号に規定する壁量計算は階数が3以下の木造建築物を対象としており、2項ルートが適用されることとなる。

＜適用規定＞

- ・材料制限等（令第46条第2項第1号イ及びロ）
- ・許容応力度等計算（令第82条の6）

なお、同条第1号に層間変形角・屋根ふき材、第2号に偏心率・剛性率が規定され

ている。

第5 学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準（改正前の令第48条関係）

1 改正令の概要

令第48条を廃止した。

2 新設告示の概要

令改正に伴い、令第80条の2第1号の規定に基づき、「学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（令和6年国土交通省告示第445号）を新設し、改正前の令第48条に規定する学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準を位置づけた。

今般の改正に伴い、第4の2（6）の構造計算を実施した場合について、改正前の令第48条第1項の基準に相当する同告示の基準を適用除外できることとした。

第6 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法の見直し（令第67条関係）

1 改正令の概要

改正前において認められている軒高9m以下、張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以内の建築物に加え、告示において定める一定の規模等の要件を満たす建築物についても、鋼材の接合方法として、高力ボルト接合等によらずともボルトが緩まないように必要な措置を講じたボルト接合によることができることとした。

2 改正告示の概要

令改正に伴い、「ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件」（令和6年国土交通省告示第955号）を新設し、告示で定める建築物の要件を、「地階を除く階数が3以下、高さが16m以下、延べ面積が500㎡以内、架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下の鉄骨造の建築物であって、ボルト孔のずれを含めた層間変形角の計算方法により、令第82条の2に適合することが確かめられたもの」とした。

第7 経過措置

第2及び第4の木造の建築物における柱の小径の確認及び壁量計算については、改正後の基準の円滑施行の観点から、告示施行後1年間（令和8年3月31日まで）は、地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下である延べ面積が300㎡以内の木造の建築物に限り、改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等

により、当該基準により難いと認められる場合に改正前の基準によることができるとする経過措置を設けることとした。本経過措置の適用上の留意点は以下のとおりである。

① 審査内容

経過措置を適用する場合であっても、柱の小径及び壁量について改正前の基準に適合していることの審査がなされることとなる。

② 柱の小径の確認

経過措置を適用して柱の小径の確認を行う場合にあつては、第2（2）小径の確認が不要な柱については適用しないこととなるため、改正前の告示第1349号の構造計算を行う場合を除き、全ての柱について小径の基準への適合を求めることとなる。

③ 壁量計算

経過措置を適用して改正前の基準により壁量の算定を行う場合にあつては、第4（1）存在壁量への準耐力壁等の算入及び（2）高い耐力を有する壁の倍率の上限の見直しを適用しないこととなるため、準耐力壁等の算入は不可で倍率の上限は5となる。

④ 様式の記載事項

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）を改正し、別記第2号様式の確認申請書と別記第3号様式の建築計画概要書に、経過措置の適用の有無の記載欄を設ける予定である。

⑤ 提出図書

建築確認及び検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ない。

⑥ 建築主等への説明

経過措置の適用あたつては、建築士は建築主等に対して経過措置を適用すること及びその理由並びに設計によつては令和8年4月1日以降に既存不適格となる可能性があることについて説明することが望ましい。

第8 既存不適格建築物の取扱い

既存建築物の増築等について法第86条の7の適用を受ける場合にあつては、施行規則第1条の3第1項において、建築確認に係る申請書の添付図書として同項表2第(63)項に規定する既存不適格調書を提出することとされている。

今般の改正に伴い、階数が2以下の既存の木造建築物であつて、延べ面積が300㎡を超え、500㎡以内のものについて施行日後に増築等を行う場合には、新たに構造計算が必要と

なる。この場合においては、「既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）」（平成 21 年国住指第 2153 号）の 1.（1）から（4）までに掲げる図書等において必要な事項が示されていることを確認できれば、当該建築物に対して新たに構造計算を実施しなくとも、既存不適格建築物として取り扱って差し支えない。

なお、階数が 2 以下の既存の木造建築物であって、延べ面積が 300 m²以内のものについて施行日後に増築等を行う場合には、改正後の壁量に関する基準等による確認を行ったうえで、既存不適格建築物として取り扱うかどうかを判断することになる。

第 9 必要壁量等の算定のための設計支援ツールの整備

実際の建築計画において、第 2 の 2（1）及び第 4 の 2（3）の算定式等を直接用いなくとも容易に必要な壁量及び柱の小径の算定が可能となるよう、次の 2 種類の設計支援ツールを整備した。

1 早見表

早見表から、建築計画に一番近い、建築物の各階の階高、1 階の床面積に対する 2 階の床面積の比、屋根及び外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無を選択することにより、必要な壁量の算定に用いる床面積に乗ずる値及び柱の小径が算定される。

2 表計算ツール

表計算ツールの所定の欄に、建築物の各階の階高、各階の床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無を選択することで、必要な壁量の算定に用いる床面積に乗ずる値及び柱の小径が自動的に算定される。

太陽光発電設備等の重量、天井及び外壁に用いる断熱材の密度及び厚さは、初期値が与えられているが、実況に合わせて任意に入力することも可能としている。

また、柱の小径については、次の 3 種類の方法による算定が可能となっている。

- ① すぎの無等級材を前提とした柱の小径を算定
- ② 柱の材料の樹種と等級を選択して、柱の小径を算定
- ③ 柱の材料の樹種、等級を選択し、柱の小径に応じて当該柱が負担可能な床面積を算定

3 その他

設計支援ツール（早見表及び表計算ツール）は、以下のホームページにおいて無償で公表している。

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター ホームページ

URL : <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

設計支援ツールにおいて採用している荷重等の諸元は、大部分の計画が網羅できるよう

に設定しているため、より合理的な建築計画が必要な場合は、改正後の基準による算定式により直接検証することや構造計算により検証することが考えられる。

なお、確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めないこととする。

第10 設計上の留意事項

省エネ化等により建築物が重量化、高階高化することや、第4の2（2）による高耐力の壁等を用いることによる壁等の周囲の部材への影響などを考慮し、以下の内容について、設計上配慮することが望ましい。具体的な内容については、今後、解説等で示す予定である。

1 床組等の検討

重量の大きな建築物のほか、特に大きな床開口を有する場合や、整形でない平面形状の建築物などの場合には、上部の水平力を下部の壁に伝えることができるよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示（平成13年国土交通省告示第1347号）第5 1-1（3）ホ②③に規定する方法により床組等について検討することが考えられる。

2 接合部の検討

重量の大きな建築物のほか、高耐力の壁を用いる建築物などの場合には、耐力壁が壊れる前に接合部が外れてしまうことのないよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示第5 1-1（3）ホ④に規定する方法により、胴差と柱の接合部、床と屋根の接合部について検討することが考えられる。

3 横架材及び基礎の検討

重量の大きな建築物のほか、高耐力の壁を用いる建築物等の場合には、鉛直荷重に対して十分な耐力を横架材が有するほか、水平力により上部構造に生じる引張力に対して十分な耐力を基礎が有するよう、住宅性能表示制度の評価方法基準における告示第5 1-1（3）ホ⑤に規定する方法等により、横架材・基礎について検討することが考えられる。

第11 その他の構造関係告示の改正

令和6年6月27日に以下の改正告示を公布した。

- ・ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）
- ・ 柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（平成28年国土交通省告示第690号）
- ・ 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成

28 年国土交通省告示第 691 号)

令和 6 年 7 月中に以下の改正告示を公布予定である。

- 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1347 号)
- 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号)
- 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1113 号)
- アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 14 年国土交通省告示第 410 号)
- 建築基準法施行令第 36 条の 2 第 5 号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成 19 年建設省告示第 593 号)

国 住 指 第 276 号
令和 6 年 10 月 25 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等について（技術的助言）

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 964 号）が令和 6 年 6 月 27 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

また、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 1005 号）についても、令和 6 年 7 月 9 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行（一部公布日施行）されることとなっている。

さらに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 1012 号）についても、令和 6 年 7 月 10 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

加えて、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 1167 号）についても、令和 6 年 9 月 19 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

ついては、それらの運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

第1 枠組壁工法に関する基準の見直し

(平成13年国土交通省告示第1540号及び平成19年国土交通省告示第826号関係)

「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」(平成13年国土交通省告示第1540号。以下「告示第1540号」という。)について以下のとおり改正するとともに、「構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件」(平成13年国土交通省告示第1541号。以下「告示第1541号」という。)に定められていた建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第8条の3の規定に基づく耐力壁の仕様等の構造方法を告示第1540号に規定した。また、木質接着パネル工法(木質プレハブ工法より名称を変更)については、告示を新設する予定であり、告示第1540号から当該工法に関連する規定を削除した。これらに伴い、告示第1541号を廃止するとともに、告示第1540号の名称を「枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」に改正した。

また、「建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件」(平成19年国土交通省告示第826号。以下「告示第826号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 壁量基準等の整備

(1) 存在壁量への準耐力壁等の算入(告示第1540号第5号表3関係)

存在壁量(木造建築物の各階に設けられる耐力壁等の長さに、耐力壁等の種類ごとに定められた倍率を乗じて得た数値の合計をいう。以下同じ。)について、改正前の規定では耐力要素として見込んでいない開口部まわりなどの垂れ壁・腰壁等(以下「準耐力壁等」という。)についても、一定の耐震性への寄与が期待できることから、今般新たに倍率を設定し、存在壁量に算入できるようにした。

存在壁量に算入可能な準耐力壁等は、告示第1540号第5号第6号に規定する耐力壁線上にない間仕切壁と、垂れ壁及び腰壁である。具体的な構造方法の基準及び倍率の算定方法は、以下の表1のとおりとした。

表 1 準耐力壁等の基準・倍率

	間仕切壁	垂れ壁・腰壁
材料	面材	面材
くぎ打ち	壁の枠組の全面にくぎ打ち	壁の枠組の全面にくぎ打ち
幅	90 c m 以上	90 c m 以上かつ 2 m 以下※ ¹
高さ	横架材間内法寸法	36 c m 以上※ ¹
その他	—	両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続すること
倍率	材料の基準倍率 $\times 0.6$ ※ ²	材料の基準倍率 $\times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$

※¹ 複数の面材を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

※² 間仕切壁の倍率（両面に設けた場合を含む）が 1.5 を超える場合にあつては、当該壁の周辺を有効に補強しなければならない（当該壁の直下が基礎・土台であること等）。

（2）地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し（告示第 1540 号第 5 第 4 号イ関係）

枠組壁工法を用いた建築物の地震に関する必要壁量について、以下の算定式により算定することとした。なお、改正前の基準と同様、積載荷重には積雪荷重を含むものとしている。

＜算定式（床面積あたりの必要壁量）＞

$$L_w = (A_i \cdot Co \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot Afi)$$

L_w ：単位面積あたりの必要壁量（cm／m²）

A_i ：層せん断力分布係数

（昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 3 に定める式により算出した数値）

Co ：標準せん断力係数

0.2（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第

88 条第 2 項の規定により指定した区域の場合は 0.3）とする。

Σw_i ：当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（kN）

（多雪区域においては、更に積雪荷重に 0.35 を乗じて得た数値を加える）

Afi ：当該階の床面積（m²）

（3）地震に対する必要壁量と存在壁量の比較（告示第 1540 号第 5 第 4 号関係）

各階及び各方向につき、（1）の見直しを踏まえて算出した存在壁量が（2）で算出した必要壁量以上であることを確認することとした。

その際に準耐力壁等において、たて枠の折損等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生じるおそれのないことが確かめられた場合を除き、存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合は2分の1以下としなければならないこととしている。

- (4) 構造計算ルート1における壁量充足率比の確認（告示第1540号第11第2号ハ関係）
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により構造計算を要する建築物の高さを合理化し、ルート1の構造計算で設計可能な木造建築物の規模が16m以下に拡大することに伴い、階数が3であって、高さが13mを超え、16m以下のものについて、ルート1の構造計算により検証を行う場合に、これまでのルート2の構造計算において検証を求めていた令第82条の6第2号イに規定する剛性率に代わり、各階の壁量充足率（存在壁量を必要壁量で除した数値をいう。以下同じ。）を用いた仕様規定の確認を求めるところとした。

具体的には、以下の式により各階の壁量充足率を各階の壁量充足率の平均値で除した値（以下「壁量充足率比」という。）を算定し、それぞれ0.6以上であることを確認することとする。ただし、剛性率の規定に適合する場合、壁量充足率比の確認は不要である。

＜算定式（壁量充足率比）＞

$$R_f = r_f / \bar{r}_f \left[\begin{array}{l} R_f : \text{各階の壁量充足率比} \quad (\geq 0.6) \\ r_f : \text{各階の壁量充足率} \\ \bar{r}_f : \text{当該建築物についての} r_f \text{の相加平均} \end{array} \right]$$

- (5) 必要壁量の算定のための表計算ツールの整備

実際の建築計画において、(2)の算定式等を直接用いなくとも容易に必要な壁量の算定が可能となるよう、一般社団法人日本ツーパーバイフォー建築協会において、表計算ツールを整備した。

表計算ツールの所定の欄に、建築物の各階の階高、各階の床面積、積雪区域の積雪単位荷重、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無を選択することで、必要な壁量の算定に用いる床面積に乗ずる値が自動的に算定される。

太陽光発電設備等の重量、天井及び外壁に用いる断熱材の密度及び厚さは、初期値が与えられているが、実況に合わせて任意に入力することも可能としている。

表計算ツールは、以下のホームページにおいて公開している。

一般社団法人 日本ツーパーバイフォー建築協会 ホームページ

URL : <https://www.2x4assoc.or.jp/technology/technical/>

表計算ツールにおいて採用している荷重等の諸元は、大部分の計画が網羅できるように設定しているが、より合理的な建築計画が必要な場合は、改正後の基準による算定式により直接検証することや構造計算により検証することが考えられる。

なお、確認申請において、基本的に表計算ツールの出力結果の提出までは求めないこととする。

2 構造計算ルート2の創設（告示第1540号第10及び告示第826号第2号関係）

以下の条件に適合する地階を除く階数が6以下の枠組壁工法を用いた建築物は、架構形式及び建築物の部分に応じた応力割増しを行うことで、ルート2同等の構造計算により完全性を確かめることができることとした。

<条件>

- ・耐力壁の上部の端根太及び側根太には、厚さ89mm以上の集成材規格に規定する構造用集成材、木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用し、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材に構造耐力上有効に緊結すること。
- ・耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、当該耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。
- ・耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧ばり構造用合板、構造用パネル、パーテイクルボード、構造用パーテイクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。

3 その他の改正事項

(1) 床根太・たるきに関する規定の合理化

（告示第1540号第4第3号及び第7号並びに第7第2号及び第9号口関係）

改正前の規定では床根太・たるきの間隔が65cmを超える場合には建築物全体の構造計算を行う必要があるところ、床版、小屋組又は屋根版について部分的な構造計算による検証を行うことで、当該検証を行った床版、小屋組又は屋根版の床根太・たるきの間隔が65cmを超えることができるとした。このとき、床版及び小屋組の緊結方法の規定は適用除外されることとなる。

(2) たて枠と床組との金物等による緊結の合理化

（告示第1540号第11第2号及び第3号関係）

外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結に係る規定（告示第1540号第5第9号）について、ルート1の構造計算を行うことで適用除外でできることとした。

(3) 床版・屋根版の面材へのMDFの追加

（告示第1540号第4第6号及び第7第8号関係）

床版及び屋根版に使用可能な面材として、従前の構造用合板やパーテイクルボード

等に加え、MD Fを追加した。

第2 伝統的構法等に関する基準の見直し

(平成28年国土交通省告示第690号及び平成28年国土交通省告示第691号関係)

「柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件」(平成28年国土交通省告示第690号。以下「告示第690号」という。)及び「床組及び小屋組み組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件」(平成28年国土交通省告示第691号。以下「告示第691号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 耐力壁線間距離の規定の見直し (告示第691号第2号ハ関係)

伝統的構法等で用いられる床組等に板張りをを用いる場合の規定において、耐力壁線間距離を改正前の規定では表に定める数値以下としなければならないとしているところ、次の算定式により計算した数値(最大耐力壁線間距離)以下でなければならないこととした。

＜算定式(最大耐力壁線間距離)＞

$$l = \frac{100}{\alpha \times Lw}$$

$$\left[\begin{array}{l} l : \text{最大耐力壁線間距離 (m)} \\ \alpha : \text{耐力壁線の配置に応じた数値 (1/4, 1/2, 1のいずれか)} \\ Lw : \text{昭和56年建設省告示第1100号第3項第1号に規定する単位面積当たりの必要壁量 (cm/m}^2\text{)} \end{array} \right]$$

2 階高が3.2mを超える場合の取扱い

伝統的構法等に関する規定について、階高(当該階の横架材上端の相互間距離)が高くなるほど構造上不利となることから、階高が3.2mを超える場合は制限を設けることとした。

具体的には、表2のとおり(ろ)欄に掲げる値に(は)欄に掲げる算定式により算出された低減係数を乗じる。ここで、Hは当該階の階高(m)とする。

表2 低減係数の種類

(い)該当条文	(ろ)低減係数を乗じる値	(は)低減係数の算定式
告示第690号第2号第2号	表に掲げる低減係数	3.2/H
告示第691号第2号ハ	最大耐力壁線間距離	1-0.1×(H-3.2)
告示第691号第2号ニ	耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比	1-0.15×(H-3.2)

また、告示第 691 号第 3 号チの表において、小屋ばり組が接する階の側端部分を除いた部分（以下「内壁部分」という。）の必要壁量に乘じる数値に階高に応じた値（(H-3.2) × 0.05）を加算することとした。ただし、内壁部分の必要壁量に乘じる数値及び加算する数値の合計値が 0.5 を超える場合は 0.5 とする。

第 3 経過措置

第 1 及び第 2 の木造の建築物における壁量計算については、改正後の基準の円滑施行の観点から、告示施行後 1 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）は、地階を除く階数が 2 以下、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9 m 以下である延べ面積が 300 m² 以内の限り、改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に改正前の基準によることができることとする経過措置を設けることとした。本経過措置の適用上の留意点は以下のとおりである。

① 審査内容

経過措置を適用する場合であっても、壁量について改正前の基準に適合していることの審査がなされることとなる。

② 壁量計算

経過措置を適用して改正前の基準により壁量の算定を行う場合にあつては、第 1 の 1 (1) 等を適用しないこととなるため、準耐力壁等の算入は不可である。

③ 様式の記載事項

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）を改正し、別記第 2 号様式の確認申請書（第三面 18.）と別記第 3 号様式の建築計画概要書（第二面 20.）に、経過措置の適用の有無の記載欄を設けている。

枠組壁工法又は伝統的構法等に関し、経過措置の適用にあつては、「イ. 適用の有無」の欄で「有」、「ロ. 適用があるときは、その区分」の欄で「その他」を選択したうえで、「その他必要な事項」の欄に該当する告示番号等を記載する。

④ 提出図書

建築確認及び検査においては、「改正後の基準により難いと認められる場合」に該当することを示すための図書の提出は必要ない。

⑤ 建築主等への説明

経過措置の適用にあつては、建築士は建築主等に対して経過措置を適用すること及びその理由並びに設計によっては令和 8 年 4 月 1 日以降に既存不適格となる可能性があることについて説明することが望ましい。

第4 無筋コンクリートの基礎の廃止（平成12年建設省告示第1347号関係）

「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」(平成12年建設省告示第1347号)の一部を改正した。

具体的には、改正前の規定では著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤においては、無筋コンクリートの基礎とすることができるとされているが、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎としなければならないこととした。

第5 レディーミクストコンクリートのJISの見直し（平成12年建設省告示第1446号関係）

「建築物の基礎、主要構造等」に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成12年建設省告示第1446号)の一部を改正した。

具体的には、指定建築材料であるレディーミクストコンクリートが適合すべき日本産業規格を「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2019」から、「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2024」に改めた。

なお、本改正は公布日（令和6年7月9日）施行である。

第6 地盤調査方法の見直し（平成13年国土交通省告示第1113号関係）

「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件」(平成13年国土交通省告示第1113号)の一部を改正した。

具体的には、同告示第1に定める地盤調査の方法に「動的貫入試験」を位置づけ、標準貫入試験については「動的貫入試験」に含めるものとした。

また、同告示第2に定める「スウェーデン式サウンディング試験」の名称については、当該試験方法の JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）-2013 が、JIS A1221（スクリュエイト貫入試験方法）-2020 に置き換えられたことに伴い、「スクリュエイト貫入試験」に改めた。

なお、本改正は公布日（令和6年7月9日）施行である。

第7 アルミニウム合金造の基準の見直し

（平成14年国土交通省告示第410号及び平成13年国土交通省告示第1024号関係）

「アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」(平成14年国土交通省告示第410号。以下「告示第410号」とい

う。)及び「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」(平成13年国土交通省告示第1024号。以下「告示第1024号」という。)の一部を以下のとおり改正した。

1 延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の追加

(1) 高さが13m超又は軒の高さが9m超のアルミニウム合金造の建築物

(告示第410号第1第2号イ(2)関係)

アルミニウム合金造の建築物であって、地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下、かつ、高さが13m超又は軒の高さが9m超のものについて、延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

新たな規定において、許容応力度計算には標準せん断力係数を0.3以上等とした地震力を用いることとしているが、各階の層間変形角の計算には標準せん断力係数を0.2以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっても、層間変形角は1/120以内ではなく1/200以内とする必要がある。

(2) アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物

(告示第410号第1第2号ロ関係)

アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物について、延べ面積を200㎡超とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

(3) アルミニウム合金造のカーポート等(告示第410号第1第4号関係)

アルミニウム合金造のカーポート等について、延べ面積を200㎡とすることができる構造方法の要件を新たに規定した。

2 柱の脚部に関する基準の見直し(告示第410号第4及び第10関係)

露出形式柱脚において、改正前の規定では保有水平耐力計算を行う場合に所定の戻り止めを施すこと及びアンカーボルトの基礎に対する定着を所定の構造とすること(以下「戻り止めの対応等」という。)を求めないこととしていたが、保有水平耐力計算を行う場合においても戻り止めの対応等を求めることとした。

また、根巻き形式柱脚において、改正前の規定では保有水平耐力計算を行う場合に根巻き部分の高さ及び主筋を所定の構造とすること(以下「根巻き部分の構造等」という。)を求めないこととしていたが、許容応力度計算においても根巻き部分の構造等を求めないこととした。

3 斜材に採用できる材料の追加(告示第410号第6関係)

アルミニウム合金造の斜材に採用できる材料として、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材を追加した。

4 アルミニウム合金材の基準強度の追加（告示第1024号第3号第7号関係）

JIS H4000-1999 に定める A6061-T6 及び A6061-T651 に対応するアルミニウム合金材の板材の基準強度を追加した。

また、JIS H4080-1978、JIS H4080-1999 又は JIS H4100-1999 に定める A6N01-T5 に対応する押出し材の基準強度について、改正前の規定では厚さによらず一律の値としていたが、厚さを2つの区分に分けて値を定めることとした。

第8 構造計算ルート1を適用可能な建築物に関する基準の見直し

（平成19年国土交通省告示第593号、平成19年国土交通省告示第1274号及び平成27年国土交通省告示第189号関係）

「建築基準法施行令第36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件」（平成19年国土交通省告示第593号。以下「告示第593号」という。）、「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成19年国土交通省告示第1274号。以下「告示第1274号」という。）及び「建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」（平成27年国土交通省告示第189号。以下「告示第189号」という。）の一部を以下のとおり改正した。

1 構造計算ルート1を適用可能な建築物の追加

（1）高さが13m超又は軒の高さが9m超の鉄骨造の建築物（告示第593号第1号ハ関係）

鉄骨造の建築物であって、地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下、かつ、高さが13m超又は軒の高さが9m超のものについて、構造計算ルート1を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

新たな規定において、許容応力度計算には標準せん断力係数を0.3以上等とした地震力を用いることとしているが、各階の層間変形角の計算には標準せん断力係数を0.2以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっても、層間変形角は1/120以内ではなく1/200以内とする必要がある。

また、告示第593号第1号ハ（2）（i）に示す筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめる特別な調査又は研究の結果並びに同号ハ（4）及び（5）に示す鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことを確かめる特別な調査又は研究の結果は、原則として第三者による評価等によって確かめられた特別な調査又は研究の結果を用いるものとする。

(2) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の鉄骨造と木造その他の構造とを併用する建築物 (告示第 593 号第 5 号関係)

木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件を新たに規定した。

(3) 高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超の薄板軽量形鋼造の建築物

(告示第 593 号第 1 号関係)

鉄骨造のうち薄板軽量形鋼造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超のものについて、いわゆる構造計算ルート 1－1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

(4) 組積造等の建築物 (告示第 593 号第 3 号関係)

組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であって、地階を除く階数が 3 以下、かつ、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9 m 以下のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物として新たに規定した。

2 幅厚比制限の明確化 (告示第 593 号第 1 号ロ (6) 及び (7) 関係)

いわゆる構造計算ルート 1－2 において、改正前の規定では、柱及びはりに局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものでなければならぬとしていたが、柱及びはりに炭素鋼又はステンレス鋼を用いる場合にあつては、幅厚比を制限 (柱及びはりに FA 材の断面を使用すること) する規定を追加した。

3 張り間方向と桁行方向に異なる構造計算を適用する場合の規定の追加

(告示第 1274 号第 3 号及び告示第 189 号第 4 号関係)

鉄骨造の建築物のうち、地階を除く階数が 3 以下及び高さが 16m 以下、かつ、高さが 13m 超又は軒の高さが 9 m 超であつて、延べ面積が 500 m² 以内及び柱相互の間隔が 6 m 以下のものについて、張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向に構造計算ルート 1 を、それ以外の方向に構造計算ルート 2 又はルート 3 を適用可能とし、それぞれルート 2 同等又はルート 3 同等の構造計算の基準として新たに規定した。

第 9 耐震診断の指針に係る軸組の倍率の見直し

(平成 18 年国土交通省告示第 184 号関係)

「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」(昭和 56 年建設省告示第 1100 号。以下「告示第 1100 号」という。)の改正を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改

修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)の一部を改正した。

具体的には、同告示の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の別表第2(15)に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組について、改正前の規定では倍率の上限を9.8kN(告示第1100号においては5倍相当)としているところ、上限を引き上げ、最大13.72kN(告示第1100号においては7倍相当)とした。

第10 木造と鉄筋コンクリート造の構造とを併用する建築物等の剛性率規定の合理化 (平成19年国土交通省告示第1274号関係)

「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」(平成19年国土交通省告示第1274号)の一部を改正し、上層部分を鉄骨造又は木造、下層部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物について、ルートを同等の構造計算の基準を新たに規定した。

本構造計算を行うことにより、令第82条の6第2号イの規定による建築物全体での剛性率が0.6以上であることの確認が不要となる。

○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に適用可能です。
(建築確認・検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする)
3. 経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。
経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることになります。
4. 確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。
(施行日前後の記載方法は下記参照)

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑫	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 木造軸組>

確認申請書（建築物） （第三面）

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
- 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
- 【ロ. 適用があるときは、その区分】
- ☒建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
- ☐その他

・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック

・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのための経過措置の適用は不可

<記載例②： 枠組壁工法>

確認申請書（建築物） （第三面）

- 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
- 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
- 【ロ. 適用があるときは、その区分】
- ☐建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
- ☒その他

・適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

- 【19. その他必要な事項】
- 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩'	確認申請 確認済証 着工 計画変更 確認済証 完了検査申請 検査済証	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 計画変更確認申請書（建築物） 木造軸組> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☒建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☐その他

・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック

・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのための経過措置の適用は不可

<記載例②： 計画変更確認申請書（建築物） 枠組壁工法> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
☐建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
☒その他

・適用区分の記載欄（18.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

【19. その他必要な事項】
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載

<記載例>

完了検査申請書 (第三面)

申請する工事の概要

【11. 備考】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

- ・経過措置を適用しない場合は、「経過措置の適用無し」と記載
- ・枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

⑪	確認申請 確認済証 着工 完了検査申請 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
---	--	--------------------	----------------------------

<記載例>

確認申請書（建築物） (第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【18. その他必要な事項】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

- ・上記⑩と同様
- ・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載
- ・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

- 指定確認検査機関に対して、旧 4 号建築物から新 2 号建築物となるものについて、①現行の審査時間、②新たに審査対象となる構造関係規定等の審査の増加時間、③新たに審査対象となる省エネ仕様規定の審査の増加時間に関するアンケート調査（有効回答109機関）を実施し、現行審査時間に対する審査時間の増加割合を、機関省令及び指定準則で規定される審査時間に掛け合わせ、改正後の審査時間を算出した。
- 中間検査、完了検査、仮使用認定に係る業務は、「図面と現場との整合確認」、「防火・避難上の審査」を行っており、①構造計算から仕様規定に変わっても業務内容に大きな変化がない、②規模が500㎡から300㎡に変わっても業務に大きな変化がないと考えられるため、確認検査員の必要人数の算定基準値は見直さない。

< 1 件あたりの審査時間 >

	現行の審査時間 (審査省略あり)		改正後の審査時間 (審査省略なし)	現行審査時間 (審査省略あり)	構造審査等 の増加時間	省エネ審査増加時間	
	[A]		[A] + [B] + [C]			仕様 規定	割合補正 (仕様：適判=1:9) [C]
検査員	0.74h	×1.96	1.45 h	0.74 h	0.67 h	0.44 h	0.04 h
補助員	1.76 h		2.99 h	1.76 h	1.16 h	0.76 h	0.08 h
合計	2.49 h	×1.78	4.44 h	2.49 h	1.83 h	1.20 h	0.12 h

年間審査時間（1920h）
÷機関省令の係数（2600）
=0.74h

年間審査時間（1920h）
÷指定準則の係数（770）
=2.49h

< 指定準則の係数（案） >
年間審査時間（1920h）÷4.44h
=約430

< 機関省令の係数（案） >
年間審査時間（1920h）÷1.45h
=約1300

- ※ 見直しに当たっては、異常値（上位5%及び下位 5 %）を排除した平均値を用いた。
- ※ 省エネ審査時間については、仕様規定ルートのもとの省エネ適判を用いるものがあるため、審査増加時間の補正を行った。
- ※ 省エネ審査について、仕様規定ルートと省エネ適判ルートの業務量の割合を 1 ： 9 として計算している。